

# 長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会規則

令和3年3月26日

長崎市規則第25号

改正 令和5年7月27日規則第61号

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎市附属機関に関する条例（昭和28年長崎市条例第42号）第3条の規定に基づき、長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者
- (3) スポーツ関係団体を代表する者
- (4) 平和関係団体を代表する者
- (5) 商工業関係団体を代表する者
- (6) 観光関係団体を代表する者
- (7) 環境関係団体を代表する者
- (8) 教育関係団体を代表する者
- (9) 障害者団体を代表する者
- (10) 地域活動団体を代表する者
- (11) 市民

3 市長は、前項第11号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

4 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を10人まで置くことができる。

5 臨時委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年又は委嘱の日から第7条の規定による報告が終了する日のいずれか早い日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項第2号から第10号までに掲げる者のうちから委嘱された委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなったときは、前2項に定める任期中であっても、当該委員の委

囑は解かれたものとする。

4 臨時委員の任期は、2年又は特別の事項の調査審議が終了する日のいずれか早い日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係人に資料の提出を求めることができる。

(結果報告)

第7条 委員長は、調査審議が終わったときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(部会)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、その担当事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長の指名する委員及び臨時委員をもって組織し、部会長は、当該部会の委員の互選による。

3 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における調査審議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

5 前各項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、土木部土木企画課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 公募の方法による委員の選任に関し必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和5年7月27日規則第61号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。